

税理士法人きしゅう会計

NEWS LETTER

9月1日は防災の日です。今年も大雨による災害が各地で発生していますので、自社の防災対策が十分かどうか、見直してみたいかがでしょうか。

掲載内容に関してご不明点等があれば、お気軽に当事務所までお問い合わせください。



Special feature

進む！ 年末調整手続の電子化

- ◆傷病手当金の通算や育休中の社会保険料免除に関する法改正
- ◆2021年の賃金改定状況
- ◆企業のクラウドサービス利用状況

進む！ 年末調整手続の電子化

国税庁が年末調整手続の電子化ツールを令和2年分の年末調整から無償で提供するなど、デジタル社会の実現に向けた動きがここでもみられます。令和3年分の年末調整を前に、この年末調整手続の電子化について確認します。

年末調整手続

(1) 年末調整とは

年末調整とは、原則、1年間の給与支払に係る源泉所得税を、その年の最後の給与支払時に精算する手続をいいます。

(2) 年末調整の手順

年末調整は、主に次の手順で行います。

手順	処理者	
	事業者	従業員等
① 年末調整書類の準備・配付	○	—
② 年末調整書類の作成・提出	—	○
③ 年末調整書類の受理・確認	○	—
④ 年税額の計算	○	—
⑤ 精算（徴収・還付等）	○	—

電子化前後の年末調整手続の流れ 概要図（イメージ）



参考：国税庁HP「年末調整手続の電子化及び年調ソフト等に関するFAQ（令和3年6月改訂版）」https://www.nta.go.jp/users/gensen/nenmatsu/pdf/nencho_faq.pdf

年末調整手続の電子化

(1) 年末調整手続の電子化

年末調整手続の電子化とは、これらの手順をデータ処理することをいいます。電子化する前と後での手続の流れの概要図は、前ページにある通りです。

また、電子化を行うことによる主な変更点は、次の通りです。

手順	処理者	
	事業者	従業員等
① 年末調整書類の準備・配付	書面の用意や配付が不要	—
② 年末調整書類の作成・提出	—	控除データをインポートすることで控除額を自動計算
③ 年末調整書類の受理・確認	内容の確認が不要	—
④ 年税額の計算	データをインポートすることで自動計算	—

(2) 電子化を行うことでのメリット

年末調整手続の電子化を行うことによる、主なメリットは次の通りです。

【事業者側】

- データで取得することで控除額の正否の確認（検算）が不要になる
- 控除証明書等をデータで取得することで、添付書類の確認が不要になる
- 記載もれや記載誤り等の確認が不要となる
- データのまま保存することで書面の保管場所の確保等が不要となる

【従業員等側】

- 手書きによる手間が削減できる

- 控除証明書等をデータで取得することで、転記誤りや控除額の計算誤りを防ぐことができる
- 控除証明書等を紛失した時の再発行手続の手間が不要となる
- 控除対象か否かの判定をする必要がない（情報を入力するだけで自動判定してもらえる）
- データでの提出のため出社や郵送等の必要がない

(3) 電子化を行うことでのデメリット

年末調整手続の電子化を行うことによる、主なデメリットは次の通りです。

【事業者側】

- どの部分を電子化するか事前検討が必要となる
- 電子化に必要なソフトウェア等の準備が必要となる
- 従業員等への周知が必要となる
- 必要に応じて従業員へマイナンバーカードの取得依頼をする必要が生ずる
- 団体扱い保険がある場合には、事業者側でデータを取得してインポートする必要がある
- データを保管しておく場所が必要となる

【従業員等側】

- 必要に応じてマイナンバーカードの取得が必要となる
- 控除証明書等をデータで取得するためには、事前に保険会社への手続等が必要となる
- 国税庁の無償ソフトを利用する場合は、自分でダウンロード等の準備が必要となる
- データ等を取得するための専用サイト等へ、自らがアクセスする必要がある（書面であれば、勝手に郵送されてくるため自ら動く必要がない）

年末調整手続の電子化については、すべてを電子化する必要がない他、すべての従業員等が対応する必要もありません。“いいとこどり”ができる点もメリットの1つといえるかもしれません。

参考：

国税庁 HP「年末調整手続の電子化に向けた取組について」<https://www.nta.go.jp/users/gensen/nenmatsu/nencho.htm> ほか

傷病手当金の通算や育休中の 社会保険料免除に関する法改正

2021年の通常国会で、健康保険法や厚生年金保険法の改正案が成立しました。対象となる従業員への影響が大きな内容を含みますので、以下で改正点を確認しておきます。(各項目のカッコ内の日付は施行日)

傷病手当金 (2022年1月)

健康保険の傷病手当金は、支給が開始された日から起算して、最長1年6ヶ月まで支給されます。この1年6ヶ月の間に、一時的に就労した期間(傷病手当金が不支給となる期間)がある場合には、その就労した期間も含めることになっています。

近年はがん治療など、療養のため長期間休みながら働くケースが増えてきています。こうした状況に対応し、治療と仕事の両立を実現するため、就労した期間は含めず、傷病手当金が支給された期間を通算して最長、1年6ヶ月間、支給されることとなります。

育休中の社会保険料免除 (2022年10月)

育児休業(以下、育休)中は、申し出により社会保険料(健康保険料・介護保険料・厚生年金保険料)が免除されます。この免除となる基準が見直され、以下の通りとなります。

① 育休を取得する月にかかる社会保険料

月末時点で育休を取得しているときは、その月の社会保険料が免除される。これに加え、育休の開始日の属する月は、月末時点で育休を取得していないときでも、その月中

に2週間以上育休を取得していれば社会保険料が免除される。

② 賞与にかかる社会保険料

月末時点で育休を取得しているときは、育休の取得日数に関わらず、その月に支給される賞与にかかる社会保険料が免除されていたものが、今後は育休を取得する期間が1ヶ月を超える場合に限り、免除される。

任意継続被保険者制度 (2022年1月)

従業員は、退職した後でも一定の要件を満たせば、任意継続被保険者として退職前に加入していた健康保険の被保険者となることができます。

任意継続被保険者が負担する健康保険料は、会社が負担していたものを含めてその金額を負担します。この保険料の算出根拠について、「従前の標準報酬月額または全被保険者の平均の標準報酬月額のうち、いずれか低い額」となっていたものが、健康保険組合は規約で、従前の標準報酬月額とすることができるようになります。

また、任意継続被保険者の資格の喪失について、任意継続被保険者からの申請によりできることとなります。

育休中の社会保険料免除は、これまで以上に期間の管理が重要になります。また改正点について、従業員からの問い合わせも想定されます。詳細な情報を今後確認していきましょう。

2021年の賃金改定状況

今年7月に厚生労働省から、最低賃金改定の参考資料として、令和3年賃金改定状況調査結果*が発表されました。ここではこの結果から、今年の賃金改定状況をみていきます。

賃上げ実施は40%以下

上記調査結果から、業種別の賃金改定状況をまとめると表1のとおりです。

2021年1～6月に賃金引上げを実施した事業所割合（以下、賃上げ実施割合）は全体（産業計）で36.3%、2020年から4.9ポイント減少しました。賃金引下げを実施した事業所割合は、2020年と同じ1.5%です。7月以降も賃金改定を実施しない事業所割合は、2020年から6.7ポイント増加の48.8%でした。7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所割合は、13.5%となりました。

業種別の2021年の賃上げ実施割合では、最も高いのは学術研究、専門・技術サービス業の43.2%です。その他は30%台の業種が多い状況です。なお、製造業以外は2020年より賃上げ実施割合が減少しました。7月以降も賃金改定を実施しない割合では、宿泊業、飲食サービス業と生活関連サービス業、娯楽業が60%を超えました。

【表1】業種別賃金改定実施状況 (%)

	1～6月に賃金引上げを実施した事業所		1～6月に賃金引下げを実施した事業所		7月以降も賃金改定を実施しない事業所		7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所	
	2020年	2021年	2020年	2021年	2020年	2021年	2020年	2021年
産業計	41.2	36.3	1.5	1.5	42.1	48.8	15.1	13.5
製造業	32.3	33.3	2.1	0.7	53.3	51.8	12.4	14.2
卸売業、小売業	48.1	38.8	1.5	1.2	32.6	44.6	17.7	15.4
学術研究、専門・技術サービス業	46.2	43.2	1.6	1.9	45.5	43.8	6.8	11.1
宿泊業、飲食サービス業	28.3	23.8	1.1	1.6	55.6	61.6	14.9	12.9
生活関連サービス業、娯楽業	30.7	19.7	0.9	4.2	46.4	61.7	22.0	14.3
サービス業(他に分類されないもの)	41.6	33.3	1.5	1.3	43.7	53.3	13.1	12.1

厚生労働省「令和3年賃金改定状況調査結果」より作成

*厚生労働省「令和3年賃金改定状況調査結果」

令和3年度中央最低賃金審議会目安に関する小委員会（第2回）の資料として公表された、一定の基準で抽出した全国の30人未満の15,641事業所を対象にした調査（回収率は31.9%）です。表のデータは四捨五入の関係で合計が100にならない場合があります。詳細は次のURLのページから確認いただけます。
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_19605.html

平均賃金改定率は3%

賃金引上げ実施事業所の平均賃金改定率をまとめると、表2のとおりです。

【表2】賃金引上げ実施事業所の平均賃金改定率 (%、ポイント)

	2020年	2021年	増減
産業計	2.8	3.0	0.2
製造業	3.0	3.1	0.1
卸売業、小売業	2.5	2.7	0.2
学術研究、専門・技術サービス業	3.7	4.4	0.7
宿泊業、飲食サービス業	3.4	2.8	-0.6
生活関連サービス業、娯楽業	3.0	2.5	-0.5
サービス業(他に分類されないもの)	3.0	3.1	0.1

厚生労働省「令和3年賃金改定状況調査結果」より作成

産業計は3.0%で2020年より0.2ポイント増加しました。業種別では学術研究、専門・技術サービス業の4.4%が最も高くなりました。

2021年は全体の約50%が賃金改定を実施せず、賃上げ実施割合も低下するなど、新型コロナウイルスの影響が賃金改定にもあらわれています。

企業のクラウドサービス利用状況

新型コロナウイルスの影響でテレワークを導入した企業が増えました。それに伴いクラウドコンピューティングサービス（以下、クラウドサービス）も利用が増えているものと思われます。ここでは今年6月に発表された調査結果*から、企業のクラウドサービス利用状況をみていきます。

利用割合は約7割に

上記調査結果から、2020年時点のクラウドサービス利用状況をまとめると表1のとおりです。

【表1】クラウドサービスの利用状況(%)

全社的に利用している	39.3
一部の事業所または部門で利用している	29.2
利用していないが、今後利用する予定がある	10.1
利用していないし、今後利用する予定もない	16.0
クラウドについてよく分からない	5.1
無回答	0.3

総務省「令和2年通信利用動向調査」より作成

全社的に利用している、一部の事業所または部門で利用しているを合わせると、7割近い企業がクラウドサービスを利用しています。2016年時点では5割未満だったことから、利用が進んでいることがわかります。

ファイル保管・データ共有での利用が進む

利用割合の高いクラウドサービスをまとめると表2のとおりです。

【表2】利用しているクラウドサービス
上位5つ(複数回答、%)

ファイル保管・データ共有	59.3
電子メール	50.2
社内情報共有・ポータル	44.7
スケジュール共有	43.7
給与、財務会計、人事	37.7

総務省「令和2年通信利用動向調査」より作成

ファイル保管・データ共有の割合が最も高く、電子メールとともに50%を超えました。社内情報共有・ポータル、スケジュール共有も40%を超えています。

利用する理由

クラウドサービスを利用する理由をまとめると、表3のとおりです。

【表3】クラウドサービスを利用する理由
上位5つ(複数回答、%)

場所、機器を選ばずに利用できるから	45.5
資産、保守体制を社内に持つ必要がないから	42.3
災害時のバックアップとして利用できるから	38.1
安定運用、可用性が高くなるから	37.3
サービスの信頼性が高いから(情報漏えいなど対策)	29.3

総務省「令和2年通信利用動向調査」より作成

場所、機器を選ばずに利用できるから、資産、保守体制を社内に持つ必要がないからという理由が40%を超えました。災害時のバックアップとして利用できるからという理由も、3位になっています。

なお、クラウドサービスの効果については、非常に効果があった、ある程度効果があったとする割合を合わせると8割を超えています。まだ導入していない企業でも、導入できそうな部分やできた方がよい部分からでも取り組んでみてはいかがでしょうか。

※総務省「令和2年通信利用動向調査」

公務を除く産業に属する常用雇用者規模100人以上の企業を対象に、2020年(令和2年)8月末時点の状況を調査しています。なお、クラウドサービスとは、ネットワーク上に存在するサーバやアプリケーションなどをインターネット等を経由して、利用者がサービスとして使用できる技術をいいます。詳細は次のURLのページから確認いただけます。<https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/statistics/statistics05.html>

【お仕事備忘録】 WORK REMINDER

9月は台風などの発生が増える時期です。防災や安全対策の見直しを図り、万が一に備えておくことも大切です。

01 社会保険料 定時決定結果の反映 (9月より)

7月に提出された算定基礎届などに基づいて、9月からは新たに定時決定された標準報酬月額を使用することになります。新しい標準報酬月額に基づいた保険料は、9月分(10月末納付)からです。従業員の給与からの社会保険料控除(翌月控除、当月控除)については各々の取扱いをご確認ください。

02 地域別最低賃金の改定額の公示

10月1日以降に発効される2021年度の地域別最低賃金が公示されます。都道府県ごとに改定額と発効年月日が異なるため、確認の上、自社の従業員について最低賃金を下回る設定になっていないかを調べるようにしましょう。

03 障害者雇用支援月間

9月は障害者雇用支援月間です。現在、民間企業における障害者の法定雇用率は2.3%となっていますが、法定雇用率を満たしていない企業では、障害者雇用に向けて採用活動を強化していきましょう。

04 防災や安全対策の見直し

【防災対策】

9月1日は防災の日です。折りしも台風シーズンで、風水害が多発する季節でもあります。防災対策の見直し機会と捉えて、再点検しましょう。

- 大雨で雨もりがしてしまうかも！

施設や工場等、適宜点検・修理依頼をしましょう。

- 万が一が起きてしまう前に！

ライフラインが途絶えてしまう危険も考え、日頃からの準備が肝要です。

・非常時用の医薬品等の準備や使用期限等の見直し

・書類を重要度に応じた表示や区分をして整理

避難経路、避難場所、緊急連絡網の整備もしましょう。

【交通安全運動】

秋の全国交通安全運動が9月21日から9月30日にかけて行われます。最近では自動車に限らず、自転車の交通安全に関する取り組みも進められています。自転車による事故であっても、加害者が高額な損害賠償を負うケースがあり、一部の地方自治体では自転車損害賠償保険の加入義務化を条例で定めています。

業務や通勤で自転車を利用する場合は、この機会に安全運転の徹底と保険加入状況の確認をしておくようにしましょう。

台風シーズンです。防災や安全対策の見直しを図るとともに、納期遅れ等のトラブルに備えた整備（取引先への連絡手段、代替手段など）もしておきましょう。

日	曜日	六曜	項目
1	水	先勝	
2	木	友引	
3	金	先負	
4	土	仏滅	
5	日	大安	
6	月	赤口	
7	火	友引	白露
8	水	先負	
9	木	仏滅	
10	金	大安	●源泉所得税・復興特別所得税・住民税特別徴収分の納付（8月分）
11	土	赤口	
12	日	先勝	
13	月	友引	
14	火	先負	
15	水	仏滅	
16	木	大安	※新卒高校生の採用選考・内定開始
17	金	赤口	
18	土	先勝	
19	日	友引	
20	月	先負	敬老の日
21	火	仏滅	●秋の全国交通安全運動（～30日まで）
22	水	大安	
23	木	赤口	秋分 秋分の日
24	金	先勝	
25	土	友引	
26	日	先負	
27	月	仏滅	
28	火	大安	
29	水	赤口	
30	木	先勝	●健康保険・厚生年金保険料の支払（8月分）